

## 導入前適正化診断の対象となる中小企業者

個人の事業主または会社で、下表の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方で、東京都内に主たる事業所を有する(本社若しくは支店登記がされている)方が対象となります。

業種	資本金の額	従業員数
製造業、建設業 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下